

千葉県多面的機能推進協議会事務処理規程

平成19年3月23日制定

平成28年5月18日最終改正

(目的)

第1条 この規程は、千葉県多面的機能推進協議会（以下「推進組織」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進組織の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進組織の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織 責任者)
一 事業計画等の指導・支援に係る事務	会長が認めた者
二 広域協定の指導・審査に係る事務	会長が認めた者
三 対象組織の活動実施状況確認に係る事務	会長が認めた者
四 推進・指導に係る事務	会長が認めた者
五 その他推進事業の実施に係る事務	会長が認めた者

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る千葉県多面的機能推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る千葉県多面的機能推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号）、千葉県多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱及び実施要領が制定された日から施行される。
- 2 この規程は、平成20年5月15日より施行する。
- 3 この規程は、平成23年6月6日より施行する。

- 4 この規程は、平成 24 年 5 月 29 日より施行する。
- 5 この規程は、平成 26 年 5 月 29 日より施行する。
- 6 この規程は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。